

経済産業省
令和7年度「産福共創モデル創出事業」
公募要領

令和7年 6月

株式会社 日本総合研究所

※本公募要領および関連資料・様式類は予告なく修正されることがありますので、必ずウェブサイトに掲載されている最新版をご確認ください。

※本公募は、経済産業省令和6年度補正「予防・健康づくり分野における先端技術を活用した社会課題解決サービス開発促進事業(高齢者・介護関連サービスに関する地域・事業者間連携促進等に向けた調査事業)」の一環として実施しています。

目次

Ⅱ. 事務局体制	3
Ⅲ. 用語の定義	4
Ⅳ. 事業内容	5
1. 目的.....	5
2. 公募対象.....	5
3. 募集類型・実施事項	5
4. 調査項目（提案書への記載事項）	7
5. 実施体制.....	8
6. 審査項目	9
7. 委託金額および採択件数	10
8. 実施期間.....	10
9. 応募から事業終了までの主な流れ.....	10
Ⅴ. 応募方法	11
1. 応募資格.....	11
2. 応募書類の提出方法	11
3. 公募期間、応募書類の提出先と留意事項	12
Ⅵ. 審査の方法および手順.....	13
Ⅶ. 採択後の留意点と契約.....	13
1. 採択後の留意点	13
2. 委託契約の締結・委託費の支払い	14
3. 知的所有権の帰属	14
4. 採択事業者等の義務.....	14
Ⅷ. その他.....	14

(別添)

様式1	公募申請書
様式2	提案書

I. 事業実施に至る背景

2025 年を迎え、団塊の世代が後期高齢者となる中、高齢化をめぐる様々な社会課題解決の要請がこれまで以上に高まっています。更に、15 年後の 2040 年には、65 歳以上人口がピークを迎え、日本の対応が世界からも注目を集めることが想定されます。

経済産業省では、仕事をしながら介護を行う、働く家族介護者支援の切り口で介護分野における政策検討を進めており、その中の施策の一環として介護需要の受け皿を多様にしていくことが重要と位置づけ、地域における高齢者・介護関連サービス産業振興戦略（詳細は 3.参照）の検討を行ってきました。

介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中でも「多様な主体（地域住民、地域運営組織、NPO、民間企業等）」の参画の必要性が位置付けられていますが、このような主体による活動の継続性を考慮すると、一定の収益性を上げながら事業（ビジネス）として成立することが必要不可欠だと考えられます。一方で、事業が真に地域に根付くためには、サービス事業者は、収益性の追及だけではなく、地域の実情やエンドユーザーである高齢者が抱える課題・ニーズ等を踏まえた地域課題への貢献意識が重要です。また自治体をはじめとした地域福祉関係者においては、サービス事業者を「連携先」ではなく、地域づくりを共に行う「仲間」として捉え直すことで、サービス事業者が継続的に地域で活動するために必要な経済活動に対して、自治体が有する資源（アセット）等を提供していくことが必要です。

地域の高齢者福祉課題解決と事業収益性確保の両立の実現こそが、これからの地域に必要であり、これは民間企業等が本業に取り組みながら地域への貢献に努力し、商いが地域を助け、地域が商いを助ける仕組みを指す「商助」とも近い考えです。

経済産業省では、このような理想像に向けて、高齢者・介護関連サービス産業と地域高齢福祉関係者が連携・共創する「産福共創」モデルを社会実装することを目指しています。

こうした背景を踏まえて、この度、高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略を取りまとめました。

※高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略の詳細については以下を参照ください。
<https://www.meti.go.jp/press/2025/05/20250528002/20250528002.html>

II. 事務局体制

本事業において、株式会社日本総合研究所（以下、「日本総研」という）は、「経済産業省 令和 6 年度補正「予防・健康づくり分野における先端技術を活用した社会課題解決サービス開発促進事業（高齢者・介護関連サービスに関する地域・事業者間連携促進等に向けた調査事業）」に関して、経済産業省の委託を受け、本事業全体の運営に係る事務、採択された事業者等との委託契約等、委託事業全体の運営を統括します。

また、採択された事業者等に対しては、事業の内容、進捗状況を踏まえるため、月次レベルでの事業進捗状況の確認等の方策により、事業の進捗等をタイムリーに把握し、適切な指導、助言を行います。さらに、採択された事業者等とともに、実施期間終了後、本事業

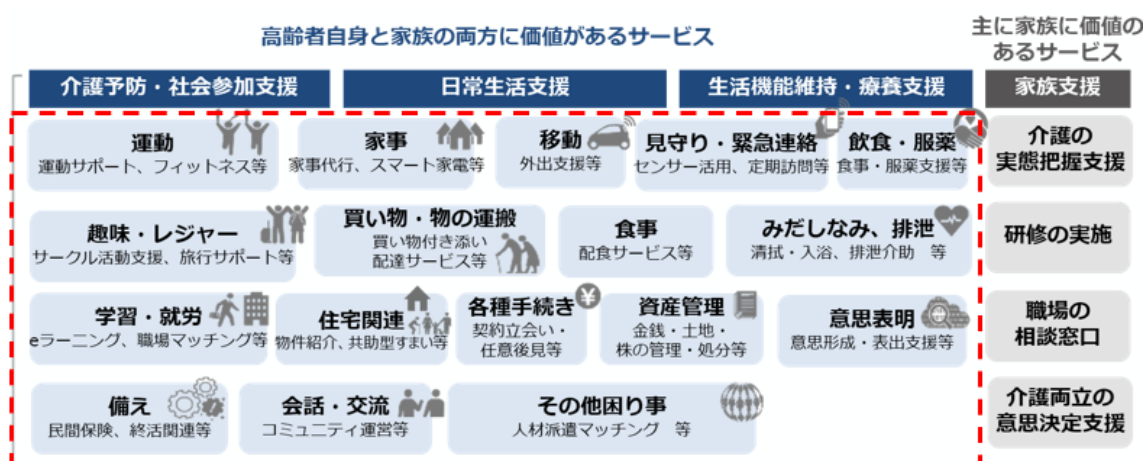
業により得られた成果の普及に努めるものとします。

Ⅲ. 用語の定義

各用語について、本公募要領上は、以下の定義とします。

- ・ 高齢者・介護関連サービス
 - 「高齢者（主に在宅高齢者を想定）自身と家族の両方に価値提供する①介護予防・社会参加支援、②日常生活支援、③生活機能維持・療養支援と、主に高齢者の家族に価値提供する④家族支援の4領域」を指します。
 - なお、基本的には、公的介護保険対象以外のサービス（介護保険外サービス）を指すものとしますが、提供形態として、公的介護保険で提供されるサービスと組み合わせて提供される場合も含まれます。
 - 本事業においては、主に、①介護予防・社会参加支援、②日常生活支援、③生活機能維持・療養支援に関するサービス（図表1 赤枠）の振興を目的とします。（詳細はIV 2 を参照）

図表 1 高齢者・介護関連サービスの範囲



- ・ 産福共創
 - 地域の高齢者福祉課題解決と事業収益性確保の両立の実現を目指し、民間企業等が、自治体をはじめとした高齢者福祉関係者連携・共創することを指します。

図表 2 産福共創モデル



IV. 事業内容

1. 目的

本事業では、持続的な地域づくりやヘルスケア産業の振興に向けて、主に下記2つの観点で産福共創モデル創出及び関連する調査事業を実施する。

- ① 複数地域で展開可能な高齢者・介護関連サービス開発
- ② 地域資源開発体制の強化や、当該体制強化を通じた高齢者・介護関連サービスの社会実装促進

2. 公募対象

本事業においては、高齢者・介護関連サービスのうち、主に、高齢者自身と家族の両方に価値があるサービス（介護予防・社会参加支援、日常生活支援、生活機能維持・療養支援に関するサービス）を開発・社会実装する事業を対象とします。

なお、下記の場合、公募対象外となりますので、ご注意ください。

- ・「家族支援サービス」の開発・社会実装を主たる目的とする事業
- ・「見守り・緊急連絡」のみを目的とする事業 ※「見守り・緊急連絡」に加えて、他の類型サービス（家事、移動、食事等）を組み合わせる場合であれば公募対象となります

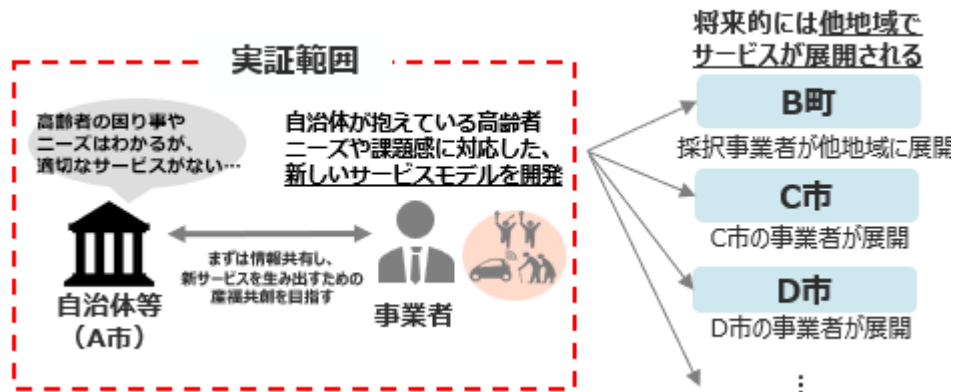
3. 募集類型・実施事項

本事業は、下記（ア）（イ）のいずれかの事業に参加する事業者を応募対象とします。なお、いずれの事業であっても、応募する事業者の業種に制限はありません。

（ア）産福共創による新たなサービスの開発（サービスモデル実証）

- 応募対象となる事業者：
 - ・将来的に複数地域で展開可能な新しいサービスモデルの開発を目的とした事業者
- 実施事項：
 - ・実証地域の高齢者福祉関係者（自治体を含む）から共有を受けた地域のニーズ・課題に対し、課題解決に資する新規サービスを開発する。
 - ・高齢者福祉関係者（自治体を含む）によるサービス導入やマーケティング支援を受けて、当該地域でのサービス提供を実施する。

図表 3 産福共創モデル開発実証の実施イメージ



➤ 参考事例：

- ・例１）シニア向けジムを運営する事業者が、午前は保険サービス、午後は生活支援を保険外サービスとして提供するサービス形態を新たに開発した事例。
- ・例２）高齢者の困りごとを地域のコンシェルジュや多様な担い手が受け付け、支援や業者紹介を行う全国展開がされやすいサービス形態を新たに開発した事例（介護事業者や地域の便利屋、商店などが参画可能）。

※経済産業省「第 1 回高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会」資料 4_事務局資料 p31～32、p39～42 の掲載内容も参照ください。

「第 1 回高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会」資料 4_事務局資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/elder_care/pdf/001_04_00.pdf

（イ）産福共創による地域資源開発体制の強化（地域体制モデル実証）：

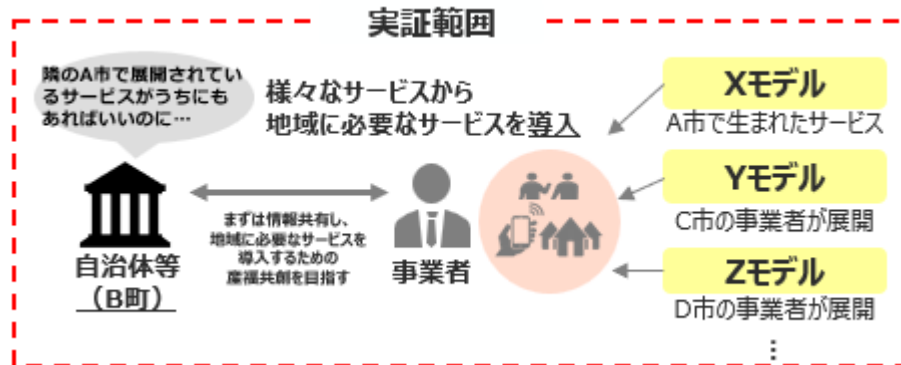
➤ 応募対象となる事業者：

- ・すでに特定の地域に根付いた事業を展開しており、自治体等と連携しながら地域のコーディネーター役を担うことで、地域の高齢者福祉課題解決に必要なサービス等の実装を目的とした事業者

➤ 実施事項：

- ・事業者が地域のコーディネーター役を担い、地域高齢福祉関係者とともに発掘した地域のニーズ・課題に対して必要なサービスや事業（他地域で既に実施されている事業を含む）を導入・展開する。
- ・地域の高齢者福祉関係者（自治体職員や地域包括支援センター等。当該主体が運営する地域ケア会議や協議会、通いの場等の資源活用等も想定）によるサービス導入やマーケティング支援を受けて、当該地域でのサービス提供を実施する。

図表 4 産福共創モデル導入・活用実証の実施イメージ



➤ 参考事例：

・例1) ドラッグストアを展開する事業者が、地域のコミュニティづくりにも繋がる移動販売やコミュニティスペースを展開して、高齢者のニーズを捉え、当該ニーズに対応するサービスを地域に実装する事例

※経済産業省「第1回高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会」資料6_プレゼンター発表資料をご参照ください。

経済産業省「第1回高齢者・介護関連サービス産業振興に関する戦略検討会」資料6_プレゼンター発表資料

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/elder_care/pdf/001_06_00.pdf

・例2) 高齢者含む地域住民に商品の配達等を行いながら高齢者の生活ニーズを捉え、当該ニーズに対応する新しい事業として、高齢者向け生活支援のサービス（家事代行や相談）を地域に実装する事例

4. 調査項目（提案書への記載事項）

本事業では、(i)～(vii)の項目の調査を行います。提案書には(i)～(vii)の項目について、提案段階の仮説を記載してください。

- (i) 事業の対象とする地域課題
- (ii) 産福共創モデルの創出プロセス
- (iii) 事業の継続実現手法（収益化手段、収益化に要する期間等）
- (iv) 事業実施効果（高齢者福祉への貢献度合、社会的・経済的インパクト等）
- (v) 事業の実施・継続における課題
- (vi) 他地域への横展開の可能性及び横展開に当たっての課題
- (vii) 事業実施に必要なリソース（人員・組織体制、スケジュール、費用等）

なお、各調査項目の実施にあたっては以下の点にご留意ください。

- ・ 本事業を進めるにあたり、日本総研からの要請に基づいた事業の実施状況報告、および事業の実現可能性の検証・検討の作業等に対応していただきます。
- ・ 本事業の完了時に、事業の成果報告書を納入していただきます。
- ・ 経済産業省、日本総研からの事業内容の指導・調整・助言に適宜対応していただきます。

5. 実施体制

事業の実施主体としては、①事業者単独（代表団体のみ）、あるいは、②コンソーシアム体制（代表団体と参加団体の複数事業者での体制）のいずれかとしていただきます。

また、コンソーシアム体制の場合は、提案時点において連携先及び連携状況を明示する必要があります。採択後、事業実施計画上の体制が履行できない場合、採択取消となる場合があります。

なお、「産福共創」の趣旨に則り、いずれの場合でも自治体との連携は必須（例えば、協力団体に位置づける等）とします。

実施体制に係る用語の定義は下記のとおりです。

・ 代表団体

代表団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は代表団体にはなれないものとします。ただし、有限責任事業組合（LLP）は代表団体になることが可能です。

・ 参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下で事業を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。参加団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約の取り消しを求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

公募申請書に参加団体として記載した団体等が、採択決定時点で参加団体から除かれることは原則認められません。参加団体の資格要件は以下のとおりです。

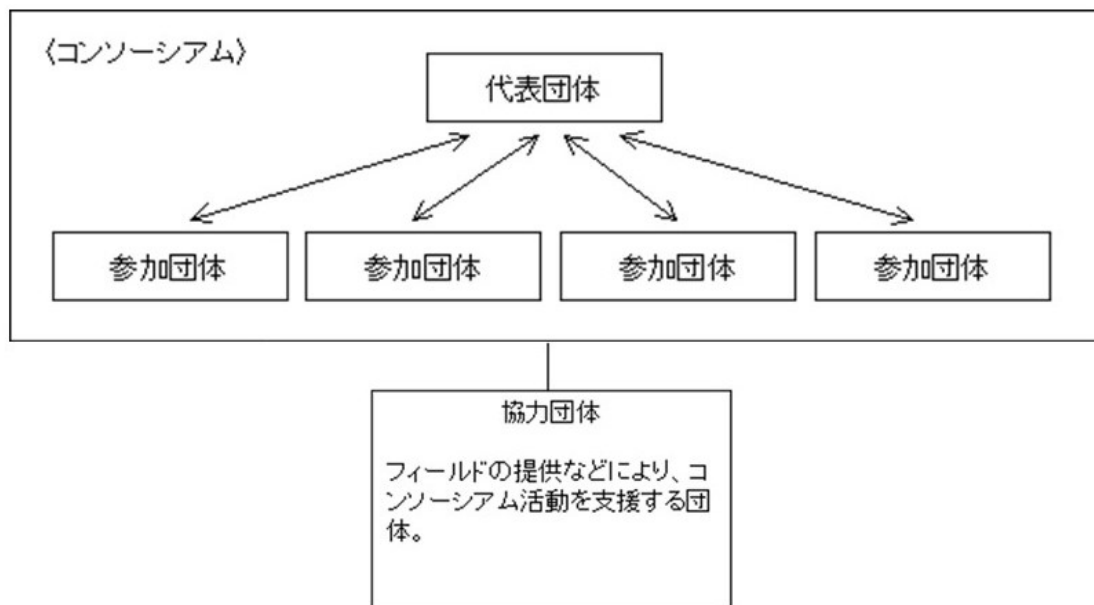
- ✓ 代表団体との委託契約を締結できること
- ✓ 事業に主体的に取り組む人員がいること
- ✓ 本事業を遂行できる財政的健全性を有していること

・ 協力団体

協力団体とは、構成員としてコンソーシアムへの参画はせず、事業活動へのアドバイスなどにより、コンソーシアムを支援するものを指します。

※代表団体・参加団体・協力団体の関係性は下記図のとおり。コンソーシアムを組成せず、単独で応募する場合は参加団体の記載は不要。

図表 5 コンソーシアム体制のイメージ



6. 審査項目

審査項目は、(ア) 産福共創による新たなサービスの開発（サービスモデル実証）は（１）～（４）の全項目、(イ) 産福共創による地域資源開発体制の強化（地域体制モデル実証）は（１）～（３）の３項目とします。なお、(ア)（イ）のいずれにおいても、（５）を加点点評価項目として設定します。

（１）事業内容の妥当性

- ✓ 民間企業等と高齢者福祉関係者との連携・共創を通じた課題解決を目指す「産福共創」のモデルといえるか。
- ✓ 地域課題への理解が十分であり、当該課題に対応した解決策として、本事業で取り組む内容が妥当といえるか。

（２）実施手法等の実行性

- ✓ 事業実施方法（プロセス）が、事業化実現に向けて、実効性を持ったものであるといえるか。
- ✓ 体制（連携状況、事業に関与する人材のポテンシャル、応募者の財務状況・事務処理能力等）やスケジュールが事業化実現に向けて、実効性を持ったものであるといえるか。

(3) 事業効果の波及性

- ✓ 持続可能な地域福祉の実現に向けて、実証後も事業継続が可能なポテンシャルが収益面含めて見込めるか。
- ✓ 地域資源開発機能の強化や、他事業者含む地元産業の活性化の観点で、地域に対する波及的効果が期待できるか。
- ✓ 地域特性を踏まえたモデルとして、同様の特性を持つ地域への横展開可能性が高いか。

(4) 事業内容の新規性 ※(ア)のみ該当

- ✓ 本事業により提供されるサービスにつき、他社サービスや自社の既存サービスとの比較、地域内での競合状況等の分析を踏まえて、差別化や優位性が説明されており、新規性があるといえるか。

(5) 加点点評価項目

- ✓ 地域資源の創出や強化に当たり、多様なステークホルダーと連携できているか（コンソーシアム体制が取れているか）。

7. 委託金額および採択件数

本事業の1件あたり委託金額および採択件数については、以下のとおり予定しています。

(ア) 産福共創による新たなサービスの開発(サービスモデル実証)

1件あたり	:	上限 600 万円
採択件数	:	数件程度

(イ) 産福共創による地域資源開発体制の強化(地域体制モデル実証):

1件あたり	:	上限 400 万円
採択件数	:	数件程度

委託金額は、消費税込みとします。具体的な金額および採択件数については、提案された事業内容と事業費を精査の上、最終決定しますので、実際の応募状況・事業内容によっては、金額および件数には変動が生じます。

8. 実施期間

事業の実施期間は、以下のとおりです。

委託契約締結日 ～ 令和8年2月27日(金)

9. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下のとおりです。

令和7年6月17日	:	公募開始
令和7年6月24日	:	公募説明会
令和7年7月18日	:	公募締め切り
令和7年8月上旬	:	審査会（書類審査通過者のプレゼンテーション審査）
令和7年8月中旬	:	採択決定
令和7年8月中旬	:	委託契約締結 事業開始
令和7年9月～	:	月次での進捗報告・議論（予定）
令和8年1月～	:	成果の取りまとめ
令和8年2月下旬	:	成果報告書提出
令和8年3月上旬	:	実績報告書提出

V. 応募方法

1. 応募資格

本公募に応募するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体や、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- ③ 日本総研との委託契約を締結できること。（注1）
- ④ 当該事業に取り組む人員がいること。
- ⑤ 当該事業を実施できる財政的健全性を有し、また資金について十分な管理能力を有していること。
- ⑥ 委託費は事業終了後の精算払いとなるため、再委託を実施する場合には、再委託先への立替払いが可能であること。
- ⑦ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

（注1）再委託を実施する場合には、再委託先との委託契約においても日本総研との委託契約に準拠していただきます。

2. 応募書類の提出方法

応募書類については、メールにより電子ファイル形式にて提出してください。

なお、応募書類は、Microsoft Word、Excel、PowerPoint で作成したもの及びそれら電子ファイルを PDF 形式に変換したファイルを合わせて提出してください。

提出ファイル

提出書類	Office 形式	PDF 形式
③ 公募申請書（様式 1）	様式 1 .docx	様式 1 .pdf
④ 提案書（様式 2）	様式 2 .pptx	様式 2 .pdf
⑤ 見積書（様式任意）	様式任意	様式任意

3. 公募期間、応募書類の提出先と留意事項

公募期間:公募開始 令和7年6月17日(火)

公募締切 令和7年7月18日(金) 17時必着

メールでの提出先:

件名:【経済産業省令和7年度産福共創モデル創出事業】応募_(応募者名)

E-mail:200010-meti-CS@ml.jri.co.jp (担当:石塚、三澤、石月)

メール送信後、2営業日以内に、受領連絡がない場合、電話で到着を確認すること。

電話番号:080-3549-9068 (担当:石塚)

(留意事項)

- ・ 応募書類は、メール以外による提出は受け付けません。また、締め切り日時を経過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ・ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となります。なお採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。
- ・ 応募書類の様式は、日本総研のウェブサイト

(https://www.jri.co.jp/seminar/250616_672/detail/)からダウンロードできますので、ご利用ください。

Ⅵ. 審査の方法および手順

審査にあたっては、第三者の有識者等で構成される審査委員会を設置し、当該委員会に置いて提案内容の審査を実施の上、経済産業省の合意の下で採択可否を決定します。

(審査方法)

- ・ 採択される事業者は、第三者の有識者等で構成される審査委員会による、一次審査（書類審査）および二次審査（プレゼンテーション審査）により選定して決定します。一次審査を通過した事業者のみ、二次審査にてプレゼンテーションを実施していただきます。
- ・ 二次審査（プレゼンテーション審査）は、下記日程にて予定しています。
【二次審査（プレゼンテーション審査）】
開催日時：8月上旬（予定） ※詳細の日程は後日ご連絡いたします。
1 事業者あたり 15 分程度（発表：10 分、質疑：5 分）
開催形式：オンライン（Teams もしくは Webex）
- ・ 審査における留意事項は下記のとおりです。
【留意事項】
 - 審査の結果は、当該事業者には日本総研より電子メールにて通知いたします。
 - 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

Ⅶ. 採択後の留意点と契約

1. 採択後の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択が決定したあと、採択事業者等に説明をおこなうものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 採択企業については、Web ページにて企業名や実証内容について公開させていただきます。ただし、機密情報管理等の観点から公開が難しい場合等、企業の意向に沿って公開可否は判断します。
- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び提案金額を保証するものではありません。審査委員会における評価・コメント、経済産業省からの依頼事項等を踏まえ、事業実施計画書を作成していただき、実施計画書に記載された内容を実施していただくこととなります。
- ・ 採択された事業者の経営判断等により、実証実施が事業期間中に中断する可能性がある場合には、事前に日本総研に相談してください。

- ・ 実証実施にあたり、サービス提供対象者等の関係者と紛争、トラブル等を発生させないように最善を尽くすものとします。万が一、事故、トラブル、紛争等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、応募者が自己の費用と責任において、事故等を誠実に解決する責任を負うものとし、経済産業省、日本総研は一切責任を負いません。なお、事故等が生じ、または生じるおそれがある場合は速やかに経済産業省および日本総研に報告を行うものとします。
- ・ 各採択事業者等は月 1 回定期的に弊社及び経済産業省に対し面談での進捗報告を行っていただきます。
- ・ 各採択事業者等は、委託業務の成果を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。（成果報告書提出は、令和 8 年 2 月 27 日（金）まで）

2. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・ 審査を経て採択となった場合には、日本総研と速やかに委託契約を締結することとし、申請に必要な書類を令和 7 年 8 月 22 日（金）まで日本総研に提出していただきます。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができず、事業を開始できない場合もあるため、ご注意ください。また、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- ・ 委託費は、委託契約に係る契約書及び実施計画書に定められた用途以外に使用できません。
- ・ 委託費の支払いについては、事業完了後の支払いとなります。
- ・ 委託費の用途は、人件費、事業費（旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費等）、委託費・外注費、一般管理費とします。

3. 知的所有権の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合や、委託事業の中で発生した成果物については、原則として国に所有権が帰属します。

事業の性質等により自社への帰属を希望する場合については、採択通知後、一週間以内に契約様式等について日本総研へご相談ください。

4. 採択事業者等の義務

- ・ 採択事業者等は、実施期間終了後、本事業により得られた成果の普及に努めるものとします。

VIII. その他

本公募要領に関する問い合わせは、電子メールにてお願いします。

なお、問合せ締め切りは、令和 7 年 7 月 11 日（金）17:00 とします。

問い合わせ先：

株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門
経済産業省 令和7年度「産福共創モデル創出事業」 公募係

件名:【経済産業省令和7年度産福共創モデル創出事業】問い合わせ_(企業名)

E-mail:200010-meti-CS@ml.jri.co.jp (担当:石塚、三澤、石月)

※お問合せの際には、「所属」「氏名」「連絡先」を明記ください。
